

令和8年2月2日提出

令和8年3月市議会定例会 議案参考資料

(その2)

木更津市

令和8年3月市議会定例会議案参考資料目録（その2）

議案番号	件名	頁
議案第15号	人権擁護委員候補者の履歴事項	1
議案第16号	手数料条例の新旧対照表	2
議案第17号	市議会及び委員会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償支給条例の新旧対照表 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表 木更津市職員等の旅費に関する条例の新旧対照表	3
議案第18号	附属機関設置条例の新旧対照表	17
議案第19号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表	20
議案第20号	木更津市職員定数条例の新旧対照表	21
議案第21号	木更津市行政手続条例の新旧対照表	22
議案第22号	木更津市遺児福祉基金に関する条例の新旧対照表	25
議案第23号	木更津市保育士修学資金貸付条例の新旧対照表	26
議案第24号	木更津市公設地方卸売市場条例の新旧対照表	27
議案第25号	木更津市産業立地促進条例の新旧対照表	28
議案第26号	木更津市都市公園条例の新旧対照表	29
議案第27号	木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	30

議案第28号	木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の新旧対照表	32
議案第29号	木更津市火災予防条例の新旧対照表	33

議案第15号 (人権擁護委員候補者の推薦)

履歴事項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 北 岡 由 佳

生年月日 □□□□□□□□□□

(経歴)

新旧対照表

○議案第16号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号			手数料条例 昭和31年3月27日 条例第2号		
別表第3（第2条）			別表第3（第2条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略			略		
マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定によるマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築又は更新されるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	許可申請1件につき 160,000円	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定によるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	許可申請1件につき 160,000円
略			略		

新旧対照表

○議案第17号 市議会及び委員会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償支給条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧
<p>市議会及び委員会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償支給条例 昭和31年10月1日 条例第34号</p> <p>第2条 弁償する費用は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費</u>及び旅行雑費とし、その額は<u>一般職の職員の例による</u>。ただし、旅行雑費の額については、1日につき<u>300円</u>とする。</p> <p>2 略</p>	<p>市議会及び委員会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償支給条例 昭和31年10月1日 条例第34号</p> <p>第2条 弁償する費用は、<u>鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料、食卓料</u>及び旅行雑費とし、その額は<u>市職員2級相当額</u>とする。ただし、旅行雑費の額については、1日につき<u>1,100円</u>とする。</p> <p>2 略</p>

新旧対照表

○議案第17号 市議会及び委員会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償支給条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧								
<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年3月30日 条例第9号 (旅費) 第7条 略 2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、</u>旅行雑費及び死亡手当とし、その額は一般職の職員の例による。ただし、鉄道賃及び船賃の額は、一般職の職員のうち8級の職員の例によるものとし、外国旅行の場合における旅費の額は、国家公務員の例に準じ市長が別に定めるところによる。</p>	<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年3月30日 条例第9号 (旅費) 第7条 略 2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、宿泊料、食卓料、支度料、</u>旅行雑費及び死亡手当とし、その額は別表のとおりとする。ただし、鉄道賃、<u>船賃及び航空賃</u>の額は、一般職の職員のうち8級の職員の例によるものとし、外国旅行の場合における旅費の額は、国家公務員の例に準じ市長が別に定めるところによる。 別表（第7条第2項）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;"><u>車賃</u> <u>(1キロメートルにつき)</u></th> <th style="text-align: center; padding: 5px;"><u>宿泊料</u> <u>(1夜につき)</u></th> <th style="text-align: center; padding: 5px;"><u>食卓料</u> <u>(1夜につき)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">特別職の職員</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">37円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">14,800円</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	<u>車賃</u> <u>(1キロメートルにつき)</u>	<u>宿泊料</u> <u>(1夜につき)</u>	<u>食卓料</u> <u>(1夜につき)</u>	特別職の職員	37円	14,800円	3,000円
区分	<u>車賃</u> <u>(1キロメートルにつき)</u>	<u>宿泊料</u> <u>(1夜につき)</u>	<u>食卓料</u> <u>(1夜につき)</u>						
特別職の職員	37円	14,800円	3,000円						

新旧対照表

○議案第17号 市議会及び委員会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償支給条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧
<p>木更津市職員等の旅費に関する条例 昭和40年3月30日 条例第11号 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。 (3) 略 (4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。 (5) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。 (6) 略 (7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他規則で定める者（以下「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第8号）第3条に規定する行政職給料表による当該級の職務をいうものとする。</p>	<p>木更津市職員等の旅費に関する条例 昭和40年3月30日 条例第11号 (用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。 (3) 略 (4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。 (5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 (6) 略</p>

(旅費の支給)

第3条 略

2~4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のために既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければな

3 この条例において「何何地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいう。

(旅費の支給)

第3条 略

2~4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合においては、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行

らない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。これらの場合において、旅行命令権者は、旅費の伴わない本市の地域内旅行の場合を除きできるだけ速やかに旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅費の種目及び内容)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、旅行雑費、死亡手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これら的内容については第12条から第22条までの規定の定めるところによる。

わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合又は旅費の伴わない本市の地域内旅行の場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更し、若しくは取り消すことができる。これらの場合において、旅行命令権者は、旅費の伴わない本市の地域内旅行の場合を除きできるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、旅行雑費、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 旅行雑費は、出張に伴う雑費について支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 支度料は、外国への出張について、支給する。
- 13 死亡手当は、外国への出張のため旅行中に死亡した場合について、支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び第12条から第22条までの規定に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第8条から第10条まで 削除

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）を含む。以下同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支払事務を行う者（以下「支払事務担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 1日の旅行において、宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料の額による。

第10条 鉄道旅行、水路旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払事務を行う者（以下「支払事務担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支払を受けることができない。

2・3 略

- 4 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び前項に規定する期間は、規則で定める。
(鉄道賃)

第12条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
(2) 急行料金
(3) 寝台料金
(4) 座席指定料金
(5) 特別車両料金（次のア又はイに掲げる職員（以下「行政職給料表の8級の職員等」という。）に限る。）

ア 職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第8号）別表第1 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの
イ アに掲げるもののほか、その職務と責任がアに掲げる職員に相当するものとして市長が定める職員

- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（行政職給料表の8級の職員等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

2・3 略

- 4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び前項に規定する期間は、規則で定める。
(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
ア 2級以上の職務にある者については、1等の運賃又は上級の運賃
イ 1級の職務にある者については、2等の運賃又は下級の運賃
(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金
ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号に規定する運賃の等級と同一等級の急行料金
イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金
(4) 2級以上の職務にある者が第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

- 2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のもの
(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50キロメートル以上のもの
3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。
(船賃)

第13条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（行政職給料表の8級の職員等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（行政職給料表の8級の職員等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第14条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付隨する費用

第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 5級以上の職務にある者については、上級の運賃
 - イ 2級以上の職務にある者については、中級の運賃
 - ウ 1級の職務にある者については、下級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 2級以上の職務にある者については、上級の運賃
 - イ 1級の職務にある者については、下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 2級以上の職務にある者が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する船舶による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - (6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第15条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）又は原動機付自転車（同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）であつて、職員が任命権者の定めるところにより旅行に使用するための登録を受けたものを利用する移動に要する費用の額は、1キロメートルにつき37円とする。

3 前項の規定による費用は、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第16条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第17条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第12条から第15条までの規定による交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。第22条第1項

(車賃)

第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊料)

第16条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第17条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

第1号において同じ。) の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(旅行雑費)

第18条 旅行雑費は、旅行中の通信による連絡に要する費用とし、その額は、1日につき300円とする。

(死亡手当)

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める額とする。

(転居費)

第20条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第22条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(移転料)

第18条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額
 - (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
 - (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第19条 着後手当の額は、別表第1の宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第20条 扶養親族移転料は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額
 - ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
 - イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
 - ウ 6歳未満の者については、その移転の際ににおける職員相当の宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算す

る。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第18条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えることができない。
- (3) 第1号アからウまでの規定により宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(着後滞在費)

第21条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第22条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(本市の地域内旅行の旅費)

第23条 本市の地域内における旅行については、次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 略
- (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、宿泊費基準額の2分の1に相当する額の宿泊料

(本市の地域内旅行の旅費)

第21条 本市の地域内における旅行については、次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 略
- (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料

(退職者等の旅費)

第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費
ア 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費
イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第25条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費
- (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第20条第2項の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

(外国旅行の旅費)

第26条 略

(旅費の支給額の上限)

第24条 略

第27条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第12条第1項各号、第13条第1項各号、第14条第1項各号及び第15条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第16条、第17条、第20条から第22条第1項までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目とのいづれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第28条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の特例)

第29条 略

(旅費の返納)

第30条 支払事務担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払事務担当者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第31条 略

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の特例)

第26条 略

(委任)

第27条 略

別表第1（第16条、第17条）

区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
----	----------------	----------------

7級又は8級の職務にある者	13,100円	2,600円
5級又は6級の職務にある者	12,400円	2,500円
3級又は4級の職務にある者	11,600円	2,300円
1級又は2級の職務にある者	10,900円	2,200円

別表第2 (第18条)

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上	鉄道100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上	鉄道300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上	鉄道500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上	鉄道1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上	鉄道1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上
	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト	一ト
未満	以上100キロメートル未満	以上300キロメートル未満	以上500キロメートル未満	以上1,000キロメートル未満	以上1,500キロメートル未満							
未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満
5級から8級までの職務にある者	円 126,000	円 144,000	円 178,000	円 220,000	円 292,000	円 306,000	円 328,000					
3級又は4級の職務にある者	円 107,000	円 123,000	円 152,000	円 187,000	円 248,000	円 261,000	円 279,000					
1級又は2級の職務にある者	円 93,000	円 107,000	円 132,000	円 163,000	円 216,000	円 227,000	円 243,000					

備考

路程の計算については、水路及び陸路の4分の1キロメートルをもつて鉄道1キロメートルとみなす。

新旧対照表

○議案第18号 附属機関設置条例の一部を改正する条例

新						旧					
附属機関設置条例 昭和34年9月28日 条例第28号						附属機関設置条例 昭和34年9月28日 条例第28号					
別表（第3条）						別表（第3条）					
附属機関						附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
略						略					
木更津市 介護保険運営協議会	木更津市老人保健福祉計画、木更津市介護保険事業計画及び木更津市認知症施策推進計画の策定及び推進並びに介護保険サービス等の管理、評価及び苦情処理等に関する重要な事項を調査、協議すること。	略	略	略	略	木更津市 介護保険運営協議会	木更津市老人保健福祉計画及び木更津市介護保険事業計画の見直し並びに介護保険サービス等の管理、評価及び苦情処理等に関する重要な事項を調査、協議すること。	略	略	略	略
きさらづ 障がい者 プラン策 定委員会	木更津市障害者計画、木更津市障害福祉計画及び木更津市障害児福祉計画の策定について審議し、必要な事項を市	略	1 学識経験者 2 障がい福祉の推進のため必要と認められる者	略	1年以内	木更津市 障害福祉計画策定委員会	木更津市障害福祉計画の策定及び木更津市障害者対策長期計画の見直しについて審議し、必要な事項を市長に答	略	1 学識経験者 2 福祉関係団体を代表する者 3 市の職員	略	1年

長に答申又は建議すること。	3 市の職員					申又は建議すること。				
略										
木更津市 子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第72条第1項各号に掲げる事務、木更津市子ども・子育て支援事業計画及び木更津市こども計画の策定及び推進に関する事項について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること並びにこども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項のこども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。	略	略	略	略	木更津市 子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) 第77条第1項各号に掲げる事務及び木更津市次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関する事項について調査し、及び審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	略	略	略
略										
木更津市 宿泊税検討委員会	略	略	略	略	略	木更津市 宿泊税検討委員会	略	略	略	略
木更津市 地域協働会	協働による地域 づくりの推進に ついて調査審議 し、必要な事項を	委員長 副委員 長 委員	1 学識経験 者 2 関係団体 を代表する	22人以内	2年					

市長に答申し、又 は建議すること。	者 3 その他協 働の地域づ くりの推進 のため必要 と認められ る者		

新旧対照表

○議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新	旧																																																
<p>特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年3月30日 条例第8号 (費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、旅行雑費及び死亡手当</u>とし、その額は常勤特別職の職員に支給すべき額に相当する額とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第3 (第2条第1項・第4条第3項)</p> <p style="text-align: center;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">職名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">種別</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">学校医</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">年</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">均等割 1校 <u>125,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">学校歯科医</td> <td></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">児童・生徒割 1人当たり 100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">学校薬剤師</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">年</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">1校につき <u>85,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">就学指導専門医</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">25,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">木更津市いじめ調査委員</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;"><u>25,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">会委員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	種別	報酬額	略			学校医	年	均等割 1校 <u>125,000</u>	学校歯科医		児童・生徒割 1人当たり 100	学校薬剤師	年	1校につき <u>85,000</u>	就学指導専門医	日	25,000	木更津市いじめ調査委員	日	<u>25,000</u>	会委員			略			<p>特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 昭和40年3月30日 条例第8号 (費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、宿泊料、食卓料、支度料</u>、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は常勤特別職の職員に支給すべき額に相当する額とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第3 (第2条第1項・第4条第3項)</p> <p style="text-align: center;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">職名</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">種別</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">学校医</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">年</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">均等割 1校 <u>113,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">学校歯科医</td> <td></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">児童・生徒割 1人当たり 100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">学校薬剤師</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">年</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">1校につき <u>77,500</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">就学指導専門医</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">25,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職名	種別	報酬額	略			学校医	年	均等割 1校 <u>113,000</u>	学校歯科医		児童・生徒割 1人当たり 100	学校薬剤師	年	1校につき <u>77,500</u>	就学指導専門医	日	25,000	略		
職名	種別	報酬額																																															
略																																																	
学校医	年	均等割 1校 <u>125,000</u>																																															
学校歯科医		児童・生徒割 1人当たり 100																																															
学校薬剤師	年	1校につき <u>85,000</u>																																															
就学指導専門医	日	25,000																																															
木更津市いじめ調査委員	日	<u>25,000</u>																																															
会委員																																																	
略																																																	
職名	種別	報酬額																																															
略																																																	
学校医	年	均等割 1校 <u>113,000</u>																																															
学校歯科医		児童・生徒割 1人当たり 100																																															
学校薬剤師	年	1校につき <u>77,500</u>																																															
就学指導専門医	日	25,000																																															
略																																																	

新旧対照表

○議案第20号 木更津市職員定数条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市職員定数条例 昭和58年3月29日 条例第3号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会の事務部局の職員 <u>9人</u> (2) 市長の事務部局の職員 <u>767人</u> (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>5人</u> (4) 監査委員の事務部局の職員 <u>6人</u> (5) 教育委員会の職員 <u>95人</u> (6) 農業委員会の事務部局の職員 <u>8人</u> (7) 消防機関の職員 <u>205人</u> 	<p>木更津市職員定数条例 昭和58年3月29日 条例第3号</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会の事務部局の職員 <u>8人</u> (2) 市長の事務部局の職員 <u>716人</u> (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 <u>4人</u> (4) 監査委員の事務部局の職員 <u>5人</u> (5) 教育委員会の職員 <u>135人</u> (6) 農業委員会の事務部局の職員 <u>7人</u> (7) 消防機関の職員 <u>195人</u>

新旧対照表

○議案第21号 木更津市行政手続条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市行政手続条例 平成9年3月26日 条例第2号 (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は地方公共団体がその固有の資格において当該処分の <u>名宛人</u> となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は地方公共団体が行う届出（これらの機関又は地方公共団体がその固有の資格において行うべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。 (不利益処分を行おうとする場合の手続き) 第13条 行政庁は、不利益処分を行おうとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア 許認可等を取り消す不利益処分を行おうとするとき。 イ アに規定するもののほか、 <u>名宛人</u> の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分を行おうとするとき。 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。 (2) 略 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 (1)～(4) 略 (5) 不利益処分の性質上、課される義務の内容が著しく軽微なものであるため、 <u>名宛人</u> となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分を行おうとするとき。 (不利益処分の理由の提示) 第14条 行政庁は、不利益処分を行う場合には、当該不利益処分の <u>名宛人</u> に	木更津市行政手続条例 平成9年3月26日 条例第2号 (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は地方公共団体がその固有の資格において当該処分の <u>名あて人</u> となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は地方公共団体が行う届出（これらの機関又は地方公共団体がその固有の資格において行うべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。 (不利益処分を行おうとする場合の手続き) 第13条 行政庁は、不利益処分を行おうとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア 許認可等を取り消す不利益処分を行おうとするとき。 イ アに規定するもののほか、 <u>名あて人</u> の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分を行おうとするとき。 ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。 (2) 略 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 (1)～(4) 略 (5) 不利益処分の性質上、課される義務の内容が著しく軽微なものであるため、 <u>名あて人</u> となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分を行おうとするとき。 (不利益処分の理由の提示) 第14条 行政庁は、不利益処分を行う場合には、当該不利益処分の <u>名あて人</u> に

対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分を行うべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならぬ。

3 略

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分を行うべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書きの場合においては、名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならぬ。

3 略

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、当該掲示を始めた日から2週間を経過したときは、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、出頭すべき日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) 略

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「当該掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「当該掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、出頭すべき日時）までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(3) 略

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

新旧対照表

○議案第22号 木更津市遺児福祉基金に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市遺児福祉基金に関する条例 昭和61年3月28日 条例第1号 (手当の額及び支給方法)	木更津市遺児福祉基金に関する条例 昭和61年3月28日 条例第1号 (手当の額及び支給方法)
第10条 手当の額は、遺児1人につき次の表に掲げる区分による。	第10条 手当の額は、遺児1人につき次の表に掲げる区分による。
支給区分	支給月額
乳幼児	<u>6,000円</u>
小学生	<u>7,000円</u>
中学生	<u>8,000円</u>
高校生	<u>9,000円</u>
2 略	2 略

新旧対照表

○議案第23号 木更津市保育士修学資金貸付条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市保育士修学資金貸付条例 令和4年9月23日 条例第19号</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第10条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人（借受人が死亡した場合は連帯保証人）の申請により、貸し付けた修学資金（既に返還した額を除く。）の全部又は一部の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 指定保育士養成施設を卒業した日の翌日から起算して<u>1年を経過した日の属する月の翌月の末日までの期間</u>に、市内に所在する保育所等に規則で定める雇用形態により保育士として雇用され、継続して3年間勤務したとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>木更津市保育士修学資金貸付条例 令和4年9月23日 条例第19号</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第10条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人（借受人が死亡した場合は連帯保証人）の申請により、貸し付けた修学資金（既に返還した額を除く。）の全部又は一部の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 指定保育士養成施設を卒業した日の翌日から起算して<u>1年以内</u>に、市内に所在する保育所等に規則で定める雇用形態により保育士として雇用され、継続して3年間勤務したとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

新旧対照表

○議案第24号 木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市公設地方卸売市場条例 昭和47年9月28日 条例第33号 (開設者による卸売予定数量等の公表) 第41条 略 <u>(開設者による食品等持続的供給法に係る公表)</u> <u>第41条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u> (1) <u>市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律</u> <u>(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。) 第42条</u> <u>第1項に規定する指定飲食料品等</u> (2) <u>前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u> (3) <u>食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p>	<p>木更津市公設地方卸売市場条例 昭和47年9月28日 条例第33号 (開設者による卸売予定数量等の公表) 第41条 略</p>

新旧対照表

○議案第25号 木更津市産業立地促進条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市産業立地促進条例 平成20年3月22日 条例第7号</p> <p>附 則 (有効期限等)</p> <p>2 この条例は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前にこの条例の規定による指定を受けた事業者については、なお従前の例による。</p>	<p>木更津市産業立地促進条例 平成20年3月22日 条例第7号</p> <p>附 則 (有効期限等)</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前にこの条例の規定による指定を受けた事業者については、なお従前の例による。</p>

新旧対照表

○議案第26号 木更津市都市公園条例の一部を改正する条例

新			旧		
木更津市都市公園条例 昭和41年3月11日 条例第4号			木更津市都市公園条例 昭和41年3月11日 条例第4号		
別表第2（第10条）					
区分		単位	区分		単位
略			略		
都市公園	略		都市公園	略	
占用料	橋、道路、鉄道若しくは軌道で 高架なもの又は索道若しくは鋼 索鉄道	1 平方メートル1年につき	橋、道路、鉄道若しくは軌道で 高架なもの又は索道若しくは鋼 索鉄道	1 平方メートル1年につき	360円
	法第7条第2項の保育所その他 の社会福祉施設（政令第12条第 3項第1号から第5号までに掲 げるものに限る。）	市長が評定し た土地の価格 に1,000分の3 を乗じて得た 額			
備考 略					

新旧対照表

○議案第27号 木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）

新	旧																																	
<p>木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例 平成11年3月26日 条例第5号</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 市は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（以下「駐車場」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市第一駐車場A</td><td>木更津市瓜倉字鯨217番1の一部、217番2の一部、218番1の一部、218番2の一部、219番の一部、220番1の一部、220番2の一部、瓜倉字中宿223番2の一部</td></tr> <tr> <td>第一駐車場B</td><td>木更津市瓜倉字鯨56番3の一部、62番1、62番2の一部、63番1、63番2の一部、64番1、64番2の一部、65番1の一部</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	木更津市第一駐車場A	木更津市瓜倉字鯨217番1の一部、217番2の一部、218番1の一部、218番2の一部、219番の一部、220番1の一部、220番2の一部、瓜倉字中宿223番2の一部	第一駐車場B	木更津市瓜倉字鯨56番3の一部、62番1、62番2の一部、63番1、63番2の一部、64番1、64番2の一部、65番1の一部	略		<p>木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例 平成11年3月26日 条例第5号</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 市は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（以下「駐車場」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市第一駐車場</td><td>木更津市瓜倉字鯨62番1、62番2、63番1、63番2、64番1、64番2、80番の一部、217番2の一部、218番1、218番2、219番</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	木更津市第一駐車場	木更津市瓜倉字鯨62番1、62番2、63番1、63番2、64番1、64番2、80番の一部、217番2の一部、218番1、218番2、219番	略																				
名称	位置																																	
木更津市第一駐車場A	木更津市瓜倉字鯨217番1の一部、217番2の一部、218番1の一部、218番2の一部、219番の一部、220番1の一部、220番2の一部、瓜倉字中宿223番2の一部																																	
第一駐車場B	木更津市瓜倉字鯨56番3の一部、62番1、62番2の一部、63番1、63番2の一部、64番1、64番2の一部、65番1の一部																																	
略																																		
名称	位置																																	
木更津市第一駐車場	木更津市瓜倉字鯨62番1、62番2、63番1、63番2、64番1、64番2、80番の一部、217番2の一部、218番1、218番2、219番																																	
略																																		
別表（第5条第2項）	別表（第5条第2項）																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通駐車料金（第一駐車場A）</td><td>1回の駐車につき24時間当たり</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>普通駐車料金（第一駐車場B）</td><td>1回の駐車につき24時間当たり</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>定期駐車料金（第一駐車場A・第一駐車場B・第二駐車場共通）</td><td>1か月につき1台</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	単位	金額	普通駐車料金（第一駐車場A）	1回の駐車につき24時間当たり	500円	普通駐車料金（第一駐車場B）	1回の駐車につき24時間当たり	500円	略			定期駐車料金（第一駐車場A・第一駐車場B・第二駐車場共通）	1か月につき1台	4,000円	略			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通駐車料金（第一駐車場）</td><td>1回の駐車につき24時間当たり</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>定期駐車料金（第一駐車場・第二駐車場共通）</td><td>1か月につき1台</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	単位	金額	普通駐車料金（第一駐車場）	1回の駐車につき24時間当たり	500円	略			定期駐車料金（第一駐車場・第二駐車場共通）	1か月につき1台	4,000円	略		
種類	単位	金額																																
普通駐車料金（第一駐車場A）	1回の駐車につき24時間当たり	500円																																
普通駐車料金（第一駐車場B）	1回の駐車につき24時間当たり	500円																																
略																																		
定期駐車料金（第一駐車場A・第一駐車場B・第二駐車場共通）	1か月につき1台	4,000円																																
略																																		
種類	単位	金額																																
普通駐車料金（第一駐車場）	1回の駐車につき24時間当たり	500円																																
略																																		
定期駐車料金（第一駐車場・第二駐車場共通）	1か月につき1台	4,000円																																
略																																		

新旧対照表

○議案第27号 木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧																											
<p>木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例 平成11年3月26日 条例第5号</p> <p>別表（第5条第2項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>定期駐車料金（第一駐車場A・第二駐車場B・第二駐車場共通）</td><td>1か月につき1台</td><td>6,000円</td></tr> <tr> <td>定期駐車料金（第一駐車場B・第二駐車場共通）</td><td>1か月につき1台</td><td>5,000円</td></tr> <tr> <td>定期駐車料金（第二駐車場専用）</td><td>1か月につき1台</td><td>4,000円</td></tr> </tbody> </table>	種類	単位	金額	略			定期駐車料金（第一駐車場A・第二駐車場B・第二駐車場共通）	1か月につき1台	6,000円	定期駐車料金（第一駐車場B・第二駐車場共通）	1か月につき1台	5,000円	定期駐車料金（第二駐車場専用）	1か月につき1台	4,000円	<p>木更津市金田駐車場の設置及び管理に関する条例 平成11年3月26日 条例第5号</p> <p>別表（第5条第2項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>定期駐車料金（第一駐車場A・第二駐車場B・第二駐車場共通）</td><td>1か月につき1台</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>定期駐車料金（第二駐車場専用）</td><td>1か月につき1台</td><td>3,000円</td></tr> </tbody> </table>	種類	単位	金額	略			定期駐車料金（第一駐車場A・第二駐車場B・第二駐車場共通）	1か月につき1台	4,000円	定期駐車料金（第二駐車場専用）	1か月につき1台	3,000円
種類	単位	金額																										
略																												
定期駐車料金（第一駐車場A・第二駐車場B・第二駐車場共通）	1か月につき1台	6,000円																										
定期駐車料金（第一駐車場B・第二駐車場共通）	1か月につき1台	5,000円																										
定期駐車料金（第二駐車場専用）	1か月につき1台	4,000円																										
種類	単位	金額																										
略																												
定期駐車料金（第一駐車場A・第二駐車場B・第二駐車場共通）	1か月につき1台	4,000円																										
定期駐車料金（第二駐車場専用）	1か月につき1台	3,000円																										

新旧対照表

○議案第28号 木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例 平成13年12月21日 条例第30号 (法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 既存集落内において、線引きの日前より地目が宅地として公示されている土地又はこれと同視することが相当と認められる特段の事情が存する土地に、生活の本拠として自己の居住の用に供するための専用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、開発区域の面積が500平方メートル以下のもの</u></p> <p><u>(7) 市街化調整区域において、用途が法第29条第1項第2号に規定する農業、林業若しくは漁業を営む者の居住の用に供する建築物又は法第34条第12号から第14号までの規定に該当し、同条の規定により許可された自己の居住の用に供する住宅若しくは事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅であるもの（建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により建築の確認を受けて建築されたものに限る。以下これらを「既存建築物」という。）の用途の変更（用途の変更に伴う増築又は改築を含む。）のうち、当該既存建築物が建築された日から10年以上経過しているものであって、当該既存建築物の敷地を変更せず、用途を自己の居住の用に供するための専用住宅に変更することを目的とする開発行為</u></p> <p>2 略</p>	<p>木更津市の市街化調整区域における開発行為等の基準に関する条例 平成13年12月21日 条例第30号 (法第34条第12号の条例で定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
	2 略

新旧対照表

○議案第29号 木更津市火災予防条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市火災予防条例 昭和37年6月25日 条例第24号</p> <p>(乾燥設備) 第7条 略 <u>(簡易サウナ設備)</u> 第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したもの）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火氣設備等及び対象火氣器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。 (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。 <u>(一般サウナ設備)</u> 第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>木更津市火災予防条例 昭和37年6月25日 条例第24号</p> <p>(乾燥設備) 第7条 略 <u>(サウナ設備)</u> 第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>（1）住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>（2）略</p> <p>2 略</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（6の2） <u>簡易サウナ設備</u>（個人が設けるものを除く。）</p> <p>（7） <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>（7の2）～（15） 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>（1）住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>（2）略</p> <p>2 略</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>（7の2）～（15） 略</p>
---	--